

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3159号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	4
3	概要	23
	(参考)	
	・ 諮問時の改正案	46

令和5年3月9日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三 友 仁 志 殿

ユニバーサルサービス委員会
主 査 関 口 博 正

報 告 書

令和5年1月20日付け諮問第3159号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問された省令案に形式的な修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。
- 2 なお、意見募集による提出意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間: 令和5年1月21日(土)～同年2月20日(月)

案件番号: 145210030(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 1件(法人:1件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見 1</p> <p>● ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価はベンチマーク値以下になる として、全体の補填額から当該回線の補填額を控除するという基本的な考 え方について、適切に反映されていると考えられる本省令改正案に賛同。</p>	考え方 1	
<p>○ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制 度等の在り方」答申(2022年9月20日)は、固定電話を巡る環境変化に伴う各 種課題に対して、丁寧な議論を行い、適切な方向性を取りまとめたいた たものと考えております。</p> <p>○ 特に、ワイヤレス固定電話については、その導入目的に照らし、ユニバ ーサルサービス交付金制度に基づく補填額(以下、「補填額」という。)に、 ワイヤレス固定電話への移行に係る効率性向上の効果を確実に反映す る必要があるところ、ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価はベンチ マーク値以下になるとして、全体の補填額から当該回線の補填額を控除す るという基本的な考え方が示されました。</p> <p>○ この基本的考え方について適切に省令改正案に反映されていると考えま すので、本省令改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 5 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 昇

答 申 書 (案)

令和5年1月20日付け諮問第3159号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令案に形式的な修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)等の一部改正案について、別添2のとおりとすること。

以上

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間: 令和5年1月 21 日(土)～同年2月 20 日(月)
案件番号: 145210030(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 1件(法人:1件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見 1</p> <p>● ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価はベンチマーク値以下になる として、全体の補填額から当該回線の補填額を控除するという基本的な考 え方について、適切に反映されていると考えられる本省令改正案に賛同。</p>	考え方 1	
<p>○ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制 度等の在り方」答申(2022年9月20日)は、固定電話を巡る環境変化に伴う各 種課題に対して、丁寧な議論を行い、適切な方向性を取りまとめた ものと考えております。</p> <p>○ 特に、ワイヤレス固定電話については、その導入目的に照らし、ユニバ ーサルサービス交付金制度に基づく補填額(以下、「補填額」という。 に、ワイヤレス固定電話への移行に係る効率性向上の効果を確実に反映す る必要があるところ、ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価はベンチ マーク値以下になるとして、全体の補填額から当該回線の補填額を控除す るという基本的な考え方が示されました。</p> <p>○ この基本的考え方について適切に省令改正案に反映されていると考えま すので、本省令改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。</p> <p>【一〜三 略】</p> <p>四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>【イ 略】</p> <p>【削る】</p> <p>ロ 【略】</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>【2 略】</p> <p>第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかにとする。</p> <p>一 第十四条第一号及び第二号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたもの</p> <p>二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたもの</p> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p> <p><u>基礎的電気通信役務収支表</u></p> <p>事業者名 _____</p>	<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 【同上】</p> <p>【一〜三 同上】</p> <p>四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの</p> <p>【イ 同上】</p> <p>ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 離島のみで構成される単位料金区域内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信</p> <p>(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信</p> <p>【同上】</p> <p>ハ 【同上】</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>【2 同上】</p> <p>第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p> <p><u>基礎的電気通信役務収支表</u></p> <p>事業者名 _____</p>

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し
又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ
部分のように改める。

(基礎的電気通信役務の範囲)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 収容局 アナログ加入者回線（施行規則第十四条第四号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線（以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。）を含む。以下同じ。）を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあつては、当該役務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。
- 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十一条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をい）、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔三〕略

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六〕略

（交付金の額の算定方法等）

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

(基礎的電気通信役務の範囲)

第一条 〔同上〕

- 一 収容局 アナログ加入者回線を直接収容する局舎をいう。

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十一条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔三〕同上

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六〕同上

（交付金の額の算定方法等）

第五条 〔同上〕

「と」という。）を控除する方法とする。

【一 略】

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

【三〇六 略】

【二〇四 略】

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

【一 略】

二 収容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係る原価

【三〇五 略】

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信業務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信業務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する基礎的電気通信業務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておくなければならない。

【2 略】

附 則

【一〇七 略】

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

【略】	【略】
第五條第一項 第一号	算定対象原価 平成十八年四月一日以降 I P 電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	平均原価 【略】
	各算定対象加入者回線の加入者回線単価 【略】

【一 同上】

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

【三〇六 同上】

【二〇四 同上】

(支援機関に届け出る事項)

第七条 【同上】

【一 同上】

二 収容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係る原価

【三〇五 同上】

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信業務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信業務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信業務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておくなければならない。

【2 同上】

附 則

【一〇七 同上】

8 【同上】

【同左】	【同左】
第五條第一項 第一号	算定対象原価 平成十八年四月一日以降 I P 電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「I P 電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	平均原価 【同左】
	各算定対象加入者回線の加入者回線単価 【同左】

別表第 4 (第 13 条関係)

第 1

[第 1 表～第 4 表 略]

第 2

第 1 表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[略]	ATM 専用二心 式回線数	ワイヤレス固定 電話回線数

[注 1・2 略]

[第 2 表～第 7 表 略]

第 3

[表略]

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内 容	4 控除対象原価の内容	[略]
— 営業費	イ 注文獲得 費	[略]	[略]	[略]
		② 販売部門にお ける加入電話の 新規申込み、移 転等の取次ぎ又 は割引サービス 等の取次ぎ若し くは販売に係る 原価	施行規則第 14 条第 1 号ロ並びに第 2 号イ及びビロに規定する基礎的電 気通信役務に係る原価並びに同条 第 1 号イ及びビへ並びに第 4 号イ及 びロに規定する基礎的電気通信役 務に係る原価のうち、当該基礎的 電気通信役務の能動的な営業活動 に係るもの	[略]
		[略]		[略]
		④ 代理店営業部 門における加入	施行規則第 14 条第 1 号ロに規定す る基礎的電気通信役務に係る原価	[略]

別表第 4 (第 13 条関係)

第 1

[第 1 表～第 4 表 同左]

第 2

第 1 表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[同左]	ATM 専用線二 心式回線数	

[注 1・2 同左]

[第 2 表～第 7 表 同左]

第 3

[表同左]

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内 容	4 控除対象原価の内容	[同左]
— 営業費	イ 注文獲得 費	[同左]	[同左]	[同左]
		② 販売部門にお ける加入電話の 新規申込み、移 転等の取次ぎ又 は割引サービス 等の取次ぎ若し くは販売に係る 原価	施行規則第 14 条第 1 号ロ並びに第 2 号イ及びビロに規定する基礎的電 気通信役務に係る原価並びに同条 第 1 号イ及びビへに規定する基礎的 電気通信役務に係る原価のうち、 当該基礎的電気通信役務の能動的 な営業活動に係るもの	[同左]
		[同左]		[同左]
		④ 代理店営業部 門における加入	施行規則第 14 条第 1 号ロに規定す る基礎的電気通信役務に係る原価	[同左]

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

第二条 令和四年度及び令和五年度の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条二	加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。	〔二・三 略〕	加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
四	算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」と	〔三 略〕	加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。

附則

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条二	加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額をいう。	〔二・三 同上〕	加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額をいう。
四	算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算し	〔三 同上〕	加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額をいう。

<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>第七号において「対象原価(二)」という。を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔六・七 略〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>〔十・十三 略〕</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>たものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>〔十・十三 同上〕</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>第一号に掲げる額に「から基礎的電気通信業務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能(第一種指定電気通信設備接続規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号)附則第五條第一項に規定するものをいう。に適用される接続料の算定に用いられた特定比率(同令附則第六條第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第一号に掲げる額に「から交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三條第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率(第一種指定電気通信設備接続規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五條第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p>

附則第八項 第五條 算定対象 第一項 原価 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則）	〔略〕	一 法第九十九条第二項の原価のうち 二 施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔三〇六 略〕
第五條 算定対象 第一項 原価（一） 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号））	〔略〕	一 次に掲げる額を合算して得た額 〔イ 略〕 ロ 基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔ハ〇〇 略〕
附則第八項 第五條 算定対象 第一項 原価 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則）	〔同上〕	一 法第九十九条第二項の原価のうち 二 施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、 算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔三〇六 同上〕
第五條 算定対象 第一項 原価（一） 平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号））	〔同上〕	一 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、 算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔ハ〇〇 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]	[略]	[略]	(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話)を含む。以下この号において(同じ。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			(別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話)を含む。以下この号イ及び次号イにおいて(同じ。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
[同上]	[同上]	[同上]	(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			(別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価(一)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条柱書の改正規定及び同条の表の第五条第一項の項の下欄の改正規定（中欄が「次に掲げる額を合算して得た額」であるものに限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二第一表については、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）附則第二項の規定によらず、当分の間、三の項を記載しないこととする。

3 交付金の額を算定する前年度の末日のワイヤレス固定電話加入者回線の数が五千未満の場合の補填対象額の算定にあつては、第二条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二条第四号の改正規定及び第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条の表の第二条の項の改正規定（「次号において「合算算定対象加入者回線」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。」に改める改正規定、「第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」

という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」に改める改正規定及び「第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」に改める改正規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

— I P 網への移行及びワイヤレス固定電話の提供開始に伴う
ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備等 —

概 要

令和5年3月24日

①長期増分費用(LRIC)方式によるIP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額算定方法(公布日施行)

■ 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルによる各補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とする。

加重平均の比率は、接続料算定時と同一の比率を適用。【令和2年総務省令第53号附則第2条】

※令和4、5年度の基礎的電気通信役務の提供に係るものについて制度整備を実施。令和6年度分は、別途、令和7年1~3月における算定方法の審議を経て制度整備を実施予定

②ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備等(R6.1.1施行)

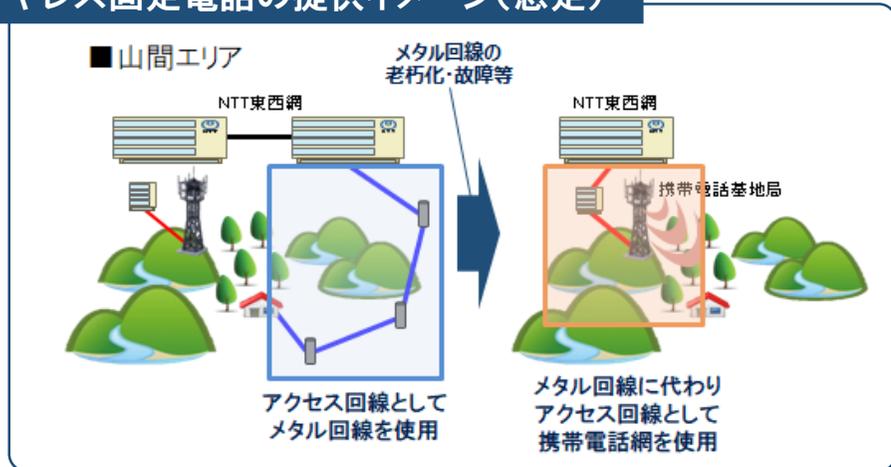
■ ワイヤレス固定電話への置換による効率性向上の効果に対応する金額を控除するため、ワイヤレス固定電話が導入されていない(加入電話があると仮定)場合の加入電話の補填額から、ワイヤレス固定電話となっている回線への補填額を控除する。【算定規則第2条及び令和2年総務省令第53号附則第2条】

■ ワイヤレス固定電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。緊急通報については、加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲。【施行規則第14条等、算定規則第5条第1項、第7条及び令和2年総務省令第53号附則第2条】

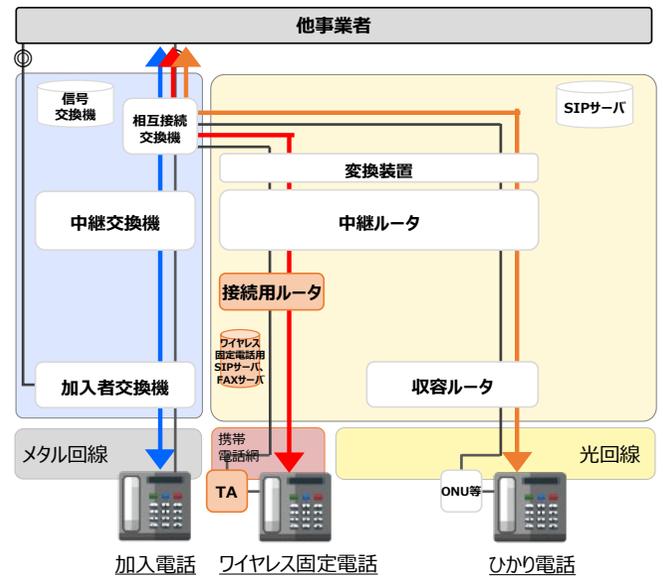
■ その他必要な規定の整備(適格電気通信事業者の指定、原価等の記載、通信量の記録)

【施行規則第40条の7、算定規則第13条、別表第1、別表第2、別表第4及び別表第10】

ワイヤレス固定電話の提供イメージ(想定)



IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成



※施行規則:電気通信事業法施行規則/算定規則:基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
※青字が改正する条文。

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等

令和4年11月諮問済

(接続料原価の範囲)

- ・ ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等については、基本料に対応する設備とみなすことが適当。また、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、接続料原価の範囲とすることが適当。
- ・ 各設備の原価の算定方法について、PSTNを構成する設備群の一部についてはLRIC方式により行う。NGNを構成する設備群の一部や、新規に構築されるワイヤレス固定電話のみで用いられる設備については、まずは将来原価方式により行う。

(接続料原価の算定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。
- ・ また、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の導入回線数がごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を上回ることが見込まれる。また、電話網のIP網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。

(接続料の設定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当。また、電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当。

今回諮問対象

(補填の在り方)

- ・ 現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当。
- ・ ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが適当。ただし、ワイヤレス固定電話の導入初期の経過措置として、経過措置期間(5,000回線をしきい値とする。)においては、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額を補填することが適当。

IP網への移行に伴う補填の在り方等

令和4年12月諮問済

(ユニバーサルサービスの範囲の見直し)

- ・ 全国一律料金となり、離島特例通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、ユニバーサルサービスの対象外とすることが適当。

(補填額算定)

- ・ 第一種公衆電話の市内通信については引き続きユニバーサルサービスの対象とするものの、補填額算定に当たってはNTT東日本・西日本の料金設定分のみを対象とすることが適当。

- ・ **IP網への移行期間中は、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値(接続料算定時と同一の比率を適用)を補填額とすることが適当。**

今回諮問対象

- ・ 第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについては、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することが適当。【第9次IP-LRICモデルの運用に反映】

公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方

令和4年12月諮問済

(第一種公衆電話の削減と補填)

- ・ 令和4年度からのSTEP1(5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降の3期間に分け、新たな設置基準台数を上回る台数(超過設置分)及び撤去費用の補填は、STEP1の5年間で当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方はSTEP1終了後に検討し、STEP2終了後は撤去費用も含め補填の対象外とすることが適当。
- ・ 超過設置台数分の撤去費用については、撤去費及び除却損を対象とし、補填開始は、令和5年度申請分(令和6年度交付分)から対象とすることが適当。
- ・ 「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきであり、実際の算定に当たっては、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を確認し、真に必要な経費のみを補填の対象とすることが考えられる。
- ・ 第一種公衆電話の補填額算定において、実際の収支差額(赤字額)がLRIC方式により算定された補填額を下回る場合には、特別の理由がない限り、補填は実際の収支差額を上回らないようにすべき。ただし、実際の赤字額との比較にあつては報酬額を考慮する必要がある。

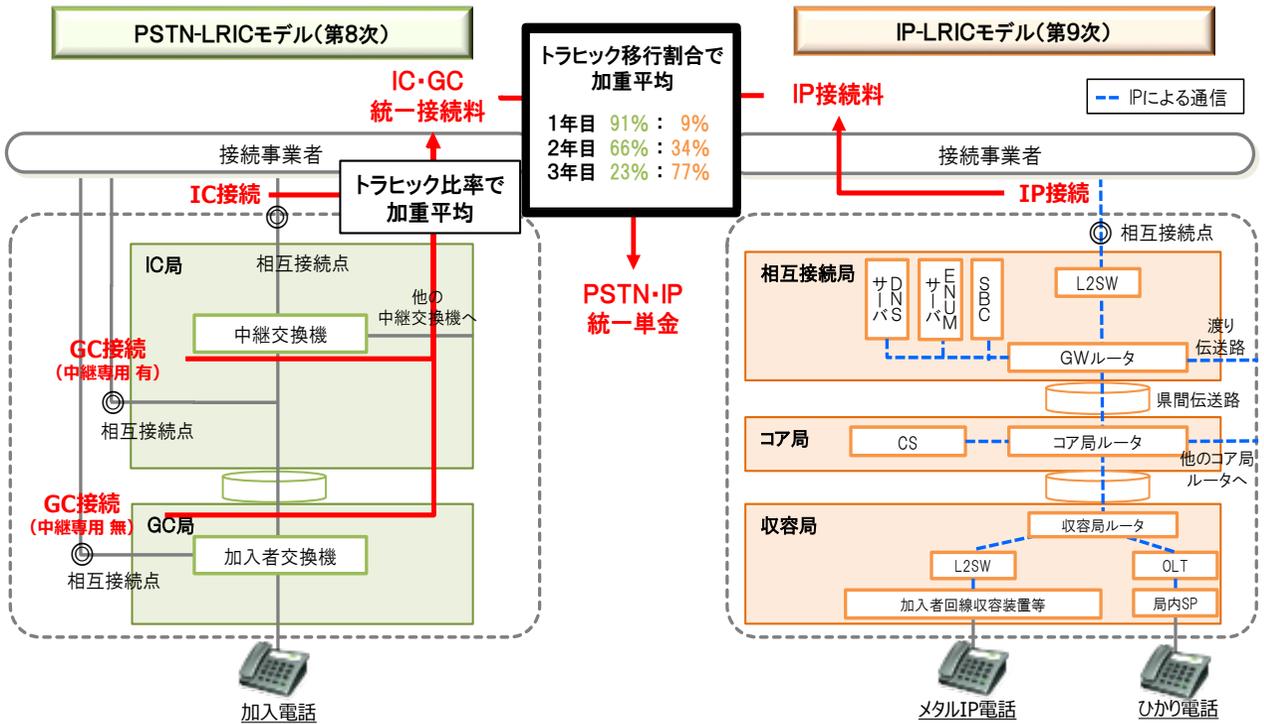
(災害時用公衆電話の補填)

- ・ 補填対象は、アクセス回線部分のみとすることが適当。【来年度以降関係省令等改正予定】
- ・ 具体的な補填開始時期や算定方法については、初期の折衝期間終了後(令和5年度末)若しくはSTEP1期間中から、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、検討を行うべき。【来年度以降詳細検討予定】

■ 接続料の算定(制度整備済)

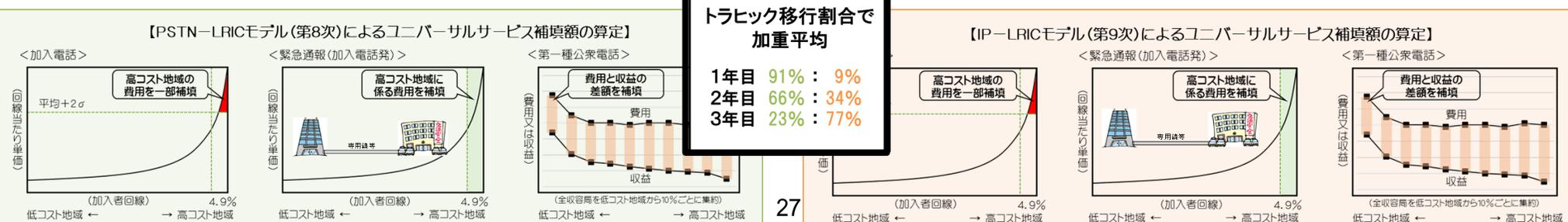
第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。(令和3年9月 情報通信審議会答申)

※加重平均の比率については、上記答申において、「(前略)加重平均比率は、IP網への移行の計画的・段階的实施を反映して、実際に予定されている移行工程・スケジュールから予測される年度ごとのトラフィック移行割合に基づき、あらかじめ定めておくことが適当」とされており、トラフィック移行割合を予測して規定されたもの。



■ ユニバーサルサービス補填額の算定(今般の改正事項)

接続料の算定との整合をとるため、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。(加重平均の比率も接続料の算定と同一)



○令和2年総務省令第53号附則第2条 (PSTNモデルとIPモデルの併用を規定) の改正

改正案 (下線赤字)

改正事項①: モデルを併用する条件を規定している部分を改正

第二条 令和四年度及び令和五年度の基礎的電気通信役務の提供に係る 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法 (以下「法」という。) 第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (平成三十一年総務省令第十三号) 附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した 場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (以下「新規則」という。) 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正対象②: 加重平均においては、接続料の算定と同一の比率 (トラヒックの割合) を活用

(略)		
第五条 第一項	次に掲げる額を合算して得た額	第一号に掲げる額に一から <u>基礎的電気通信役務が提供された期間交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能における加入電話・メタルIP電話接続機能 (第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (令和四年総務省令第九号) 附則第五条第一項に規定するものをいう。)</u> に係る適用される接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率 (<u>同令附則第六条第二項第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (平成三十一年総務省令第十三号) 附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。</u>) を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額
(略)		
(略)		

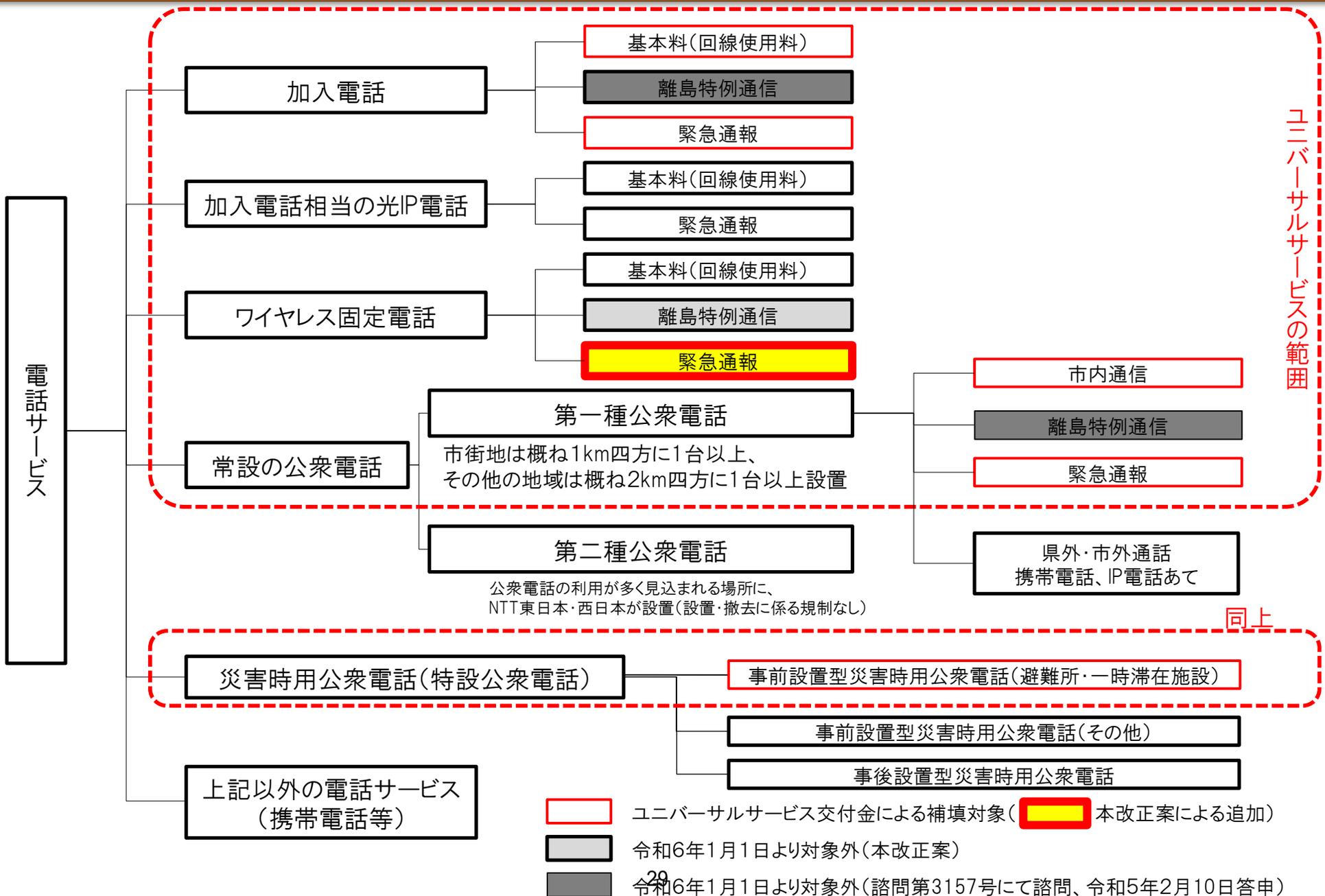
○ (参考: 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 (令和四年総務省令第九号) 附則第六条第二項)

一 令和四年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合 (次号及び第三号に掲げる場合を除く。) ○.〇九

二 令和五年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合 (次号に掲げる場合を除く。) ○.三四

三 令和六年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合 ○.二七

② ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備等
 <改正後のユニバーサルサービス(全体像)>



- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)等の改正により、NTT東日本・西日本は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他事業者の電気通信設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となった。
- ワイヤレス固定電話は、令和5年度第4四半期以降のサービス提供開始が予定されている。

改正の概要(主要部分)

【改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項】

地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

<ワイヤレス固定電話の提供が認められる場合>

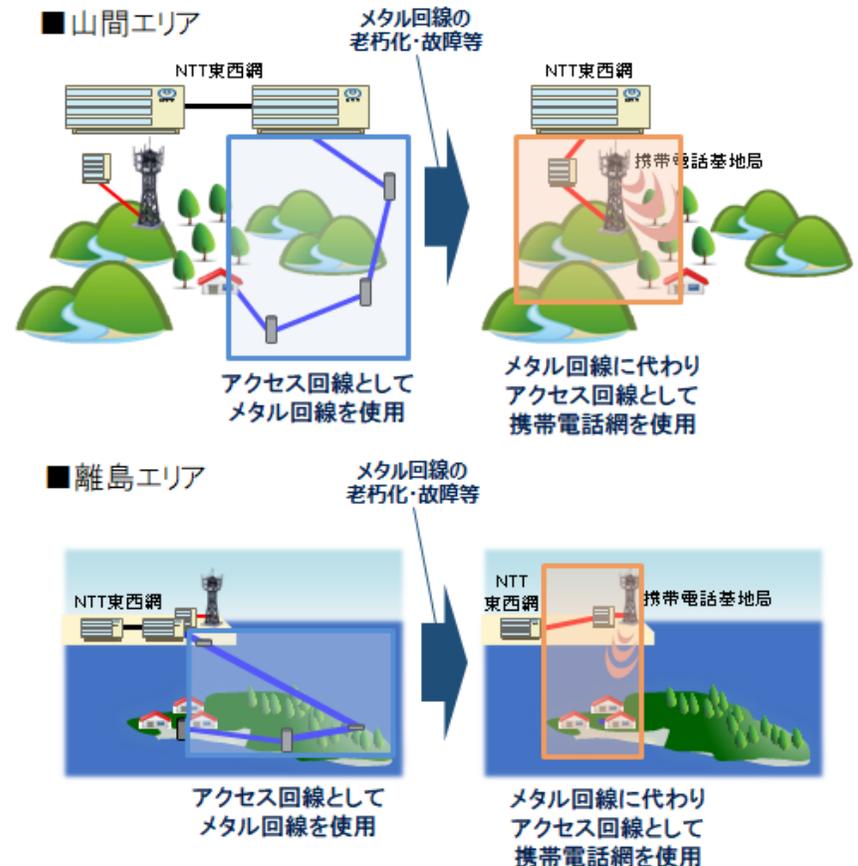
① 電話の提供が極めて不経済となる場合

「特例地域*であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/k²未満となる」区域等において電話を提供する場合

* 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

ワイヤレス固定電話の提供イメージ(想定)



○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第2条の改正

※当該規定を読み替えている令和2年総務省令第53号附則第2条の表も同様の改正を行う

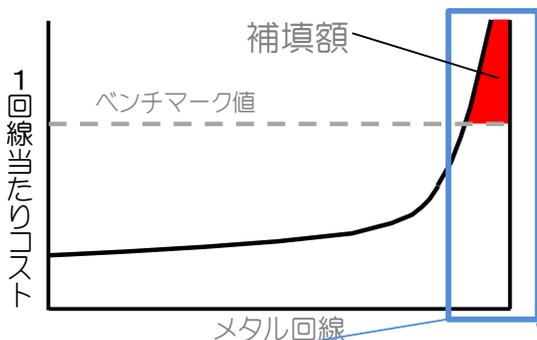
ワイヤレス固定電話への置換による効率性向上の効果に対応する金額を控除するため、以下の規定を整備。

- ・ワイヤレス固定電話と同じ地点に加入電話があるものとして、収容局毎の加入者回線単価を計算。(1, 2号)
- ・補填額の算定対象原価には、ワイヤレス固定電話である回線による寄与分は含めない。(4号)

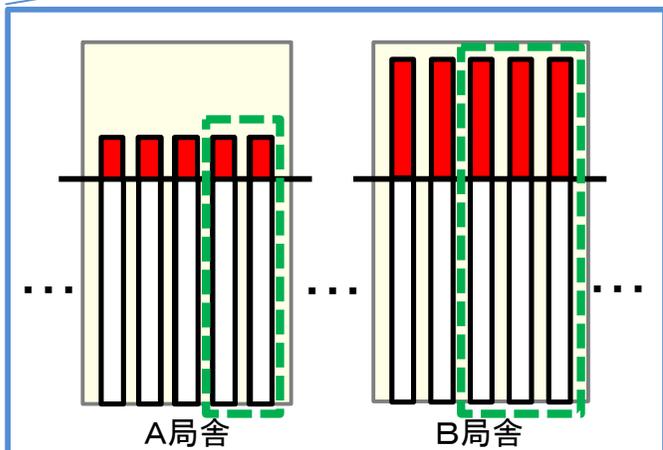
※ただし、年度末時点のワイヤレス固定電話の導入回線が全国5,000回線未満の場合は、ワイヤレス固定電話が導入されていない場合(加入電話があると仮定した場合)の補填額とする。(改正省令附則にて経過措置を規定)

補填額算定における加入者回線に係る基本的な考え方

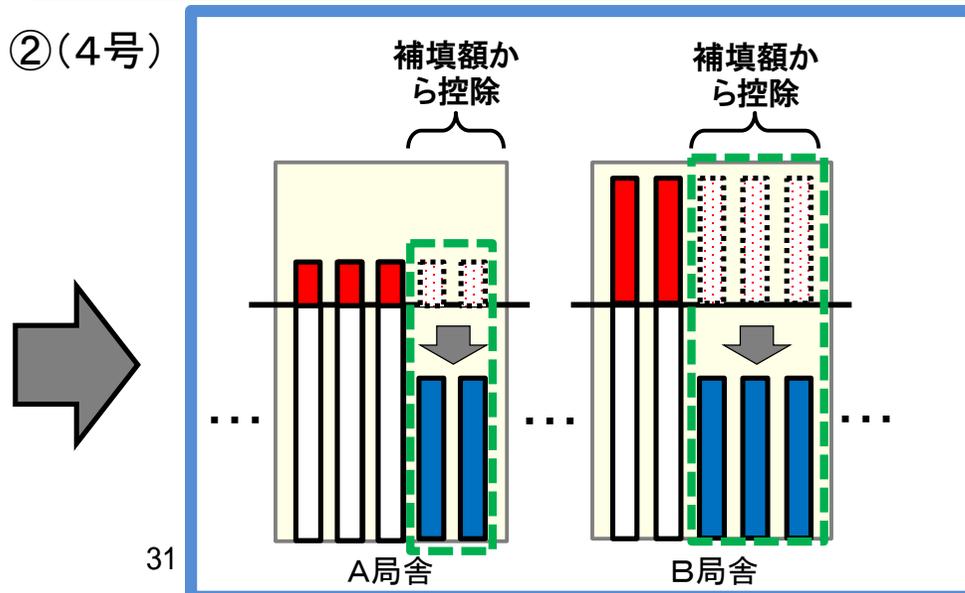
- ①ワイヤレス固定電話が導入されていない(ワイヤレス固定電話も加入電話である)と仮定して補填額を算定<左下図>
- ②実際にはワイヤレス固定電話である回線による補填額への寄与を控除(ワイヤレス固定電話の単価はベンチマーク値以下とみなす)(導入回線の数が多い場合)<下図>



①(1, 2号)



②(4号)



○算定規則第2条(用語)の改正

※当該規定を読み替えている令和2年総務省令第53号附則第2条の表も同様の改正を行う

ワイヤレス固定電話への置換による効率性向上の効果に対応する金額を控除するため、以下の規定を整備。

- ・ワイヤレス固定電話と同じ地点に加入電話があるものとして、収容局毎の加入者回線単価を計算。(1, 2号)
- ・補填額の算定対象原価には、ワイヤレス固定電話である回線による寄与分は含めない。(4号)

※ただし、年度末時点のワイヤレス固定電話の導入回線が全国5,000回線未満の場合は、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合(加入電話があると仮定した場合)の補填額とする。(改正省令附則にて経過措置を規定)

改正案(下線赤字)

第二条 (略)

- 一 収容局 アナログ加入者回線 (施行規則第十四条第四号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線(以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。)を含む。以下同じ。)を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあっては、当該役務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。)の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。
- 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあっては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
- 四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。)に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

○電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第14条第4号、算定規則第5条及び第7条の改正等

ワイヤレス固定電話の離島特例通信及び緊急通報の取扱いについて以下の規定を整備

- ・ワイヤレス固定電話の通話料は全国一律の料金となる見込みであり、離島通信を特例扱いとする必要がなくなるため、基礎的電気通信役務の範囲を規定する施行規則第14条から、当該部分を削除し、ユニバーサルサービスの対象外とする。(施行規則第14条第4号ロを削除、同号ハを同号ロとする。施行規則第40条の4の2、様式第38の2の改正)
- ・ワイヤレス固定電話の緊急通報(上記改正後の施行規則第14条第4号ロに規定)については、現在の加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲し、加入電話及びワイヤレス固定電話に係る緊急通報繋ぎ込み回線部分のコストのうち、高コスト地域分を補填する。(算定規則第5条及び第7条の改正)

改正案(下線赤字)

(交付金の額の算定方法等)

第五条 (略)

二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各適格電気通信事業者に係るもの算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

(支援機関に届け出る事項)

第七条 (略)

二 收容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

※ 算定規則第5条第1項第2号に関しては、上記を読み替えている令和2年総務省令第53号附則第2条の表も同様の改正を行う。

○電気通信事業法施行規則第14条第4号

第14条 (略)

一～三 (略)

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額で提供されるもの

ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)

○施行規則第40条の7(基礎的電気通信役務の種別)の改正

ワイヤレス固定電話に係る「適格電気通信事業者」の指定を行うに当たって規定を整備するもの。

- ・電気通信事業法第108条等では、ワイヤレス固定電話を含む基礎的電気通信役務の提供について、ユニバーサルサービス交付金の交付を受ける「適格電気通信事業者」を指定する手続を規定。
- ・その指定は、施行規則第40条の7に規定する「基礎的電気通信役務の種別ごと」に行うこととされ、現行規定は、加入電話(施行規則第14条第1号)及び第一種公衆電話(同条第2号)を合わせた指定とするため、「第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたもの」を指定の種別としており、第1号及び第2号について、NTT東日本・西日本が指定されている。
- ・今般、ワイヤレス固定電話の緊急通報(同条第4号ロ)について、ユニバーサルサービス交付金の補填対象に含める改正を行う予定であることから、指定を行う種別について、下記の2つを規定する。

- ① 加入電話及び第一種公衆電話をあわせたもの ※従前の指定状況
- ② 加入電話、第一種公衆電話及びワイヤレス固定電話をあわせたもの

改正案(下線赤字)

(基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、**第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたもの次の各号のいずれか**とする。

- 一 **第十四条第一号及び第二号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたもの**
- 二 **第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたもの**

○算定規則別表第1、別表第2及び別表第10の改正

適格電気通信事業者による原価等の届出について、ワイヤレス固定電話の原価等の記載を追加。

改正案(下線赤字)

別表第1(法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価			設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
(略)						
3 施行規則第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					
(略)						

別表第2(第7条第1号及び第2号に規定する事項)

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数	うちワイヤレス 固定電話回線数	加入者回線単価	緊急通報役務原価

注:別表第1については、諮問第3157号にて諮問、令和5年2月10日答申の改正事項を反映したものを。

改正案(下線赤字)

別表第10(設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	5 前年度に実際に要した基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価	6 5の原価から控除対象原価を控除した後のもの	7 6の原価に効率化率を乗じた後のもの
一 営業費	イ 注文獲得費		(略)			
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号口並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハ並びに第4号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの			
			(略)			
		(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号口に規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハ並びに第4号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの			
			(略)			
			(略)			
三 管理共通費	イ 営業管理費		(略)			
		(3) 営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する基礎的電気通信役務に係る原価			
			(略)			
		(13) 三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価(14及び15)に掲げるものを除く。)	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する基礎的電気通信役務に係る原価			
			(略)			

注1 施行規則第14条第1号イからハまで、第2号イからハまで並びに第4号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに規定する基礎的電気通信役務に係る5、6及び7の項については、同条第1号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。

○算定規則第13条及び別表第4の改正

適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、基礎的電気通信役務に係る通信量等を記録することとされており、ワイヤレス固定電話に係る通信量等について記録する規定を追加。

改正案(下線赤字)

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び、第二号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。

・別表第4第2第1表（都道府県別回線数）

都道府県	【略】	ATM専用二心式 回線数	ワイヤレス固定 電話回線数

令和5年1月20日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を諮問

令和5年1月21日～同年2月20日

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の意見募集

令和5年3月2日～同年3月9日

- ・ 意見募集の結果を踏まえたユニバーサルサービス委員会における調査・検討

令和5年3月24日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申

令和5年4月目処

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を公布

(参考) 改正省令公布後

- ・ 総務大臣からNTT東日本・西日本へユニバーサルサービス交付金算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・ NTT東日本・西日本がユニバーサルサービス交付金算定に係る費用整理を行い、TCAへ資料提出（令和4年度分）※令和5年8月まで
- ・ TCAから総務大臣へ交付金の認可申請（令和4年度分）※令和5年9月まで
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に認可に係る諮問・意見募集
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申
- ・ 総務大臣による認可

固定電話を巡る環境変化等を踏まえた ユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申

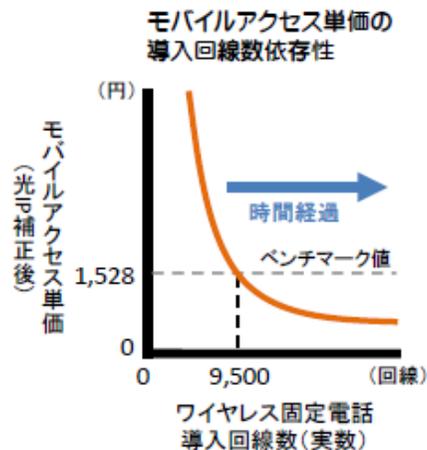
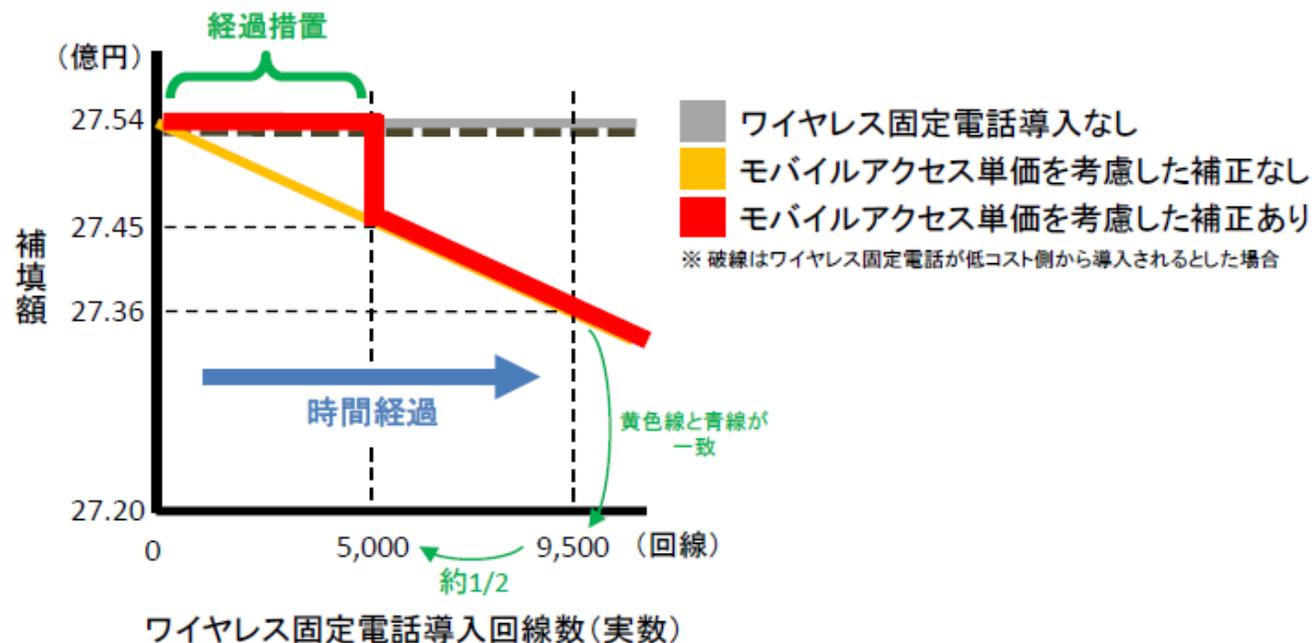
(令和4年9月20日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会)

＜第2章第3節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填の在り方
第3章第4節 IP網への移行期間中の補填の在り方 関係部分抜粋＞

1. 加入者回線アクセス[補填額算定の考え方]

- ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等において、加入電話を置き換える形で極めて限定的に導入されるものである。このようなワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえれば、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額については、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当。
- この際、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要。
- 仮に、現在の加入電話の補填額の算定方法を、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせた電話群に適用したとしても、算定される補填額には、効率性向上の効果が直接には反映されないことから、異なる算定方法を検討することが必要。
- 具体的には、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ここから、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが考えられる。
- その方法としては、まずは、ワイヤレス固定電話が実際に導入された際の効率性向上の効果を測定し、当該測定値から、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を算定することが考えられる。
- 具体的には、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話である回線の単価(モバイルアクセス単価)はベンチマーク値以下になるとして、当該回線による補填額への寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、当初の補填額から控除することを基本的な考え方とすることが適当。

- ただし、ワイヤレス固定電話導入初期においては、ワイヤレス固定回線数が少数に留まることに伴い、実際のモバイルアクセス単価は高額となることが見込まれる。このため、補填額の算定においては、モバイルアクセス単価を考慮した補正を行うことが適当。
- 当該補正について、補填額算定の都度、モバイルアクセス単価をベンチマーク値及び各局舎のメタルアクセス単価と比較する方法とすることは、補填額への影響の規模に比べて規制コストが大きくバランスを欠く。
- したがって、当該補正については、ワイヤレス固定電話導入開始から一定の間の経過措置として、次のとおり規定することが適当。
 - 経過措置期間においては、モバイルアクセス単価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価と一致するとみなし、当初の補填額(ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額)を補填する。
 - 経過措置期間終了後においては、モバイルアクセス単価がベンチマーク値以下になるとみなし、基本的な考え方に基づく補填額(当初の補填額から実際にはワイヤレス固定電話である回線による補填額への寄与を控除した金額)を補填する。
- 経過措置期間は、現時点でNTT東日本・西日本からワイヤレス固定電話の提供回線数に係る計画が示されておらず、ワイヤレス固定電話導入開始からの年数により規定することが困難であるため、ワイヤレス固定電話の回線数が初めて一定数に達するまでの期間として規定することが適当。
- 具体的には、NTT東日本・西日本から提供された調達コスト情報等に基づくと、モバイルアクセス単価がベンチマーク値と一致するワイヤレス固定電話の回線数が約9,500回線と試算されるため、その約半分の5,000回線を上記しきい値とする。



		ワイヤレス固定電話導入前	ワイヤレス固定電話導入1年目	ワイヤレス固定電話導入2年目	ワイヤレス固定電話導入3年目	ワイヤレス固定電話導入4年目
回線数 (実数)	加入電話回線数 (ワイヤレス固定電話回線数を含む)	1,357万回線				
	その内のワイヤレス固定電話回線数	0回線	0.3万回線	0.7万回線	1万回線	2.3万回線
補填額 (ワイヤレス固定電話導入に伴う補填額増減)	モバイルアクセス単価を考慮した補正なし	27.54億円	27.49億円 (▲0.05億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)
	モバイルアクセス単価を考慮した補正あり	27.54億円	27.54億円 (±0億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)

※ 加入電話回線数(ワイヤレス固定電話回線数を含む)は一定数であると仮定して試算。

1. 加入者回線アクセス[光IP補正に伴う補正]

- 現在、加入電話の加入者回線アクセスに係る補填額の算定では、光IP電話への移行に伴う補填額の減少を補正するため、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を、現に設置されている加入電話の回線数に加算する対応(光IP補正)を行っている。電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に限定してワイヤレス固定電話が導入されることを前提として、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本とし、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い補填額の算定を行う場合、光IP電話へ移行した電話の中には一定数のワイヤレス固定電話も含まれていたとみなし、加入電話の回線数とともに、ワイヤレス固定電話の回線数についても補正を行うことが必要。
- 光IP補正に伴うワイヤレス固定電話の回線数の補正方法について、ワイヤレス固定電話の導入が、当面の間は、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合の中でも限定的に進められる見込みであることを踏まえれば、まずは、ワイヤレス固定電話の回線数について、局舎単位で加入電話の回線数の補正率と同率を乗じることにより補正を行うことが適当。

2 離島特例通信及び緊急通報

- NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話の通話料について、全国一律のフラットな料金とする方向で検討している旨説明があった。このことを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の離島特例通信について、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はない。
- ワイヤレス固定電話の緊急通報では、現在加入電話の緊急通報で用いられている回線と同一の緊急通報繋ぎ込み回線が用いられる。また、ワイヤレス固定電話回線も加入電話回線とみなした上で特定した高コスト地域(従前からの高コスト地域)においては、ワイヤレス固定電話が導入されても、新たな競争事業者の参入は見込まれない。ワイヤレス固定電話は加入電話を置き換える形で導入されるものであり、上記の2点を踏まえれば、ワイヤレス固定電話提供開始後の加入電話及びワイヤレス固定電話の緊急通報については、現在の加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲し、加入電話及びワイヤレス固定電話に係る緊急通報繋ぎ込み回線部分のコストのうち、従前からの高コスト地域分を補填することが適当。

1. IP網への移行期間中の補填額算定に適用するLRICモデル

- 電話のユニバーサルサービス制度においては、ユニバーサルサービス設備との接続等により受益している電気通信事業者が補填のための負担金を拠出しているが、その負担は実際には利用者に転嫁されている。こうした点も踏まえ、電話のユニバーサルサービス制度における補填額については、現時点で利用可能な技術を用いて効率的に構築された設備を前提として算定することとされており、現在、LRICモデルを適用した算定が行われている。
- IP網への移行期間中(令和4年4月から令和6年12月まで)の補填額の算定については、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合をとるため、IP網への移行期間中という過渡的な期間に限り適用することも踏まえ、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とすることが適当。
- この際、加重平均比率は、移行工程・スケジュールから予測した年度ごとのトラヒック移行割合に基づき定めた、接続料算定時と同一の比率を適用することが適当。
- また、同期間中の第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについて、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合をとるため、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することが適当。
- なお、第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入電話アクセス回線のコスト算定方法、緊急通報のコスト算定方法及び公衆電話のコスト算定方法については、長期増分費用モデル研究会において検討された整理を踏まえた対応をとることが適当。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。</p> <p>【一〜三 略】</p> <p>四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>【イ 略】</p> <p>【削る】</p> <p>ロ 【略】</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>【2 略】</p> <p>第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一 第十四条第一号及び第二号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたもの</p> <p>二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたもの</p> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p> <p><u>基礎的電気通信役務収支表</u></p> <p>事業者名 _____</p>	<p>(基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 【同上】</p> <p>【一〜三 同上】</p> <p>四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの</p> <p>【イ 同上】</p> <p>ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 離島のみで構成される単位料金区域内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信</p> <p>(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信</p> <p>【同上】</p> <p>ハ 【同上】</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p> <p>第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>【2 同上】</p> <p>第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務を合わせたものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p> <p><u>基礎的電気通信役務収支表</u></p> <p>事業者名 _____</p>

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				うち設備 利用部門 費用	営業 利益	摘要
		うち設備 管理部門 費用	うち第1種 公共電話 台数減 費用	うち第2種 公共電話 台数減 費用	うち第3種 公共電話 台数減 費用			
[1～3 略]								
4 第14条第4号に掲げるもの								
(1) 同号イに掲げるもの								
(2) 同号ロに掲げるもの								
小計								
合計								

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

- 〔1〕 略
- 〔2〕 第14条第1号ハ、第2号ハ、第3号ロ及び第4号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

〔2～6 略〕

〔第2表 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				うち設備 利用部門 費用	営業 利益	摘要
		うち設備 管理部門 費用	うち第1種 公共電話 台数減 費用	うち第2種 公共電話 台数減 費用	うち第3種 公共電話 台数減 費用			
[1～3 略]								
4 第14条第4号に掲げるもの								
(1) 同号イに掲げるもの								
(2) 同号ロに掲げるもの								
(3) 同号ハに掲げるもの								
小計								
合計								

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

- 〔1〕 同左
- 〔2〕 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

〔2～6 同左〕

〔第2表 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し
又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ
部分のように改める。

(基礎的電気通信役務の範囲)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 収容局 アナログ加入者回線（施行規則第十四条第四号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線（以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。）を含む。以下同じ。）を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあつては、当該役務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。
- 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十一条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をい）、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔三〕略

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六〕略

（交付金の額の算定方法等）

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

(基礎的電気通信役務の範囲)

第一条 〔同上〕

- 一 収容局 アナログ加入者回線を直接収容する局舎をいう。

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十一条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔三〕同上

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六〕同上

（交付金の額の算定方法等）

第五条 〔同上〕

「と(いう)。」を控除する方法とする。

【一 略】

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

【三〇六 略】

【二〇四 略】

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

【一 略】

二 収容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

【三〇五 略】

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。)について、別表第四により記録しておくなければならない。

【2 略】

附 則

【一〇七 略】

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

【略】	【略】
第五條第一項 第一号	算定対象原価 平成十八年四月一日以降IP電話(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話(コイヤレス固定電話を含む。以下この号において同じ。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	平均原価 【略】
	各算定対象加入者回線の加入者回線単価 【略】

【一 同上】

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

【三〇六 同上】

【二〇四 同上】

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

【一 同上】

二 収容局ごとの法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

【三〇五 同上】

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。)について、別表第四により記録しておくなければならない。

【2 同上】

附 則

【一〇七 同上】

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

【同左】	【同左】
第五條第一項 第一号	算定対象原価 平成十八年四月一日以降IP電話(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	平均原価 【同左】
	各算定対象加入者回線の加入者回線単価 【同左】

平均単価 [略]

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
[1 ・ 2 [略]					
3 施行規則第 14 条第 2 号に掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
小計					
合計					

[注 1 ～ 6 略]

別表第 2 (第 6 条関係)

第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項

適格電気通信事業者名 _____

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数		加入者回線単価	緊急通報役務原価
			うちフアイヤレス固定電話回線数			

[注 略]

[同左] [同左]

別表第 1 (第 6 条関係) 法第 108 条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
[1 ・ 2 [同左]					
合計					

[同左]

[注 1 ～ 6 同左]

別表第 2 (第 6 条関係)

第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項

適格電気通信事業者名 _____

都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数		加入者回線単価	緊急通報役務原価

[注 同左]

別表第 4 (第 13 条関係)

第 1

[第 1 表～第 4 表 略]

第 2

第 1 表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[略]	ATM 専用二心 式回線数	ワイヤレス固定 電話回線数

[注 1・2 略]

[第 2 表～第 7 表 略]

第 3

[表略]

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内 容	4 控除対象原価の内容	[略]
— 営業費	イ 注文獲得 費	[略]	[略]	[略]
		② 販売部門にお ける加入電話の 新規申込み、移 転等の取次ぎ又 は割引サービス 等の取次ぎ若し くは販売に係る 原価	施行規則第 14 条第 1 号ロ並びに第 2 号イ及びビロに規定する基礎的電 気通信役務に係る原価並びに同条 第 1 号イ及びビへ並びに第 4 号イ及 びロに規定する基礎的電気通信役 務に係る原価のうち、当該基礎的 電気通信役務の能動的な営業活動 に係るもの	[略]
		[略]		[略]
		④ 代理店営業部 門における加入	施行規則第 14 条第 1 号ロに規定す る基礎的電気通信役務に係る原価	[略]

別表第 4 (第 13 条関係)

第 1

[第 1 表～第 4 表 同左]

第 2

第 1 表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[同左]	ATM 専用二 心式回線数	

[注 1・2 同左]

[第 2 表～第 7 表 同左]

第 3

[表同左]

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内 容	4 控除対象原価の内容	[同左]
— 営業費	イ 注文獲得 費	[同左]	[同左]	[同左]
		② 販売部門にお ける加入電話の 新規申込み、移 転等の取次ぎ又 は割引サービス 等の取次ぎ若し くは販売に係る 原価	施行規則第 14 条第 1 号ロ並びに第 2 号イ及びビロに規定する基礎的電 気通信役務に係る原価並びに同条 第 1 号イ及びビへに規定する基礎的 電気通信役務に係る原価のうち、 当該基礎的電気通信役務の能動的 な営業活動に係るもの	[同左]
		[同左]		[同左]
		④ 代理店営業部 門における加入	施行規則第 14 条第 1 号ロに規定す る基礎的電気通信役務に係る原価	[同左]

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

第二条 令和四年度及び令和五年度の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条二	加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。	〔二・三 略〕	加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
四	算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」と	〔三 略〕	加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。

附則

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条二	加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額をいう。	〔二・三 同上〕	加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額をいう。
四	算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算し	〔三 同上〕	加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額をいう。

<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>第七号において「対象原価(二)」という。を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔六・七 略〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>〔十・十三 略〕</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>たものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>〔十・十三 同上〕</p>
<p>第五條 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>第一号に掲げる額に「から」基礎的電気通信業務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能(第一種指定電気通信設備接続規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号)附則第五條第一項に規定するものをいう。)に適用される接続料の算定に用いられた特定比率(同令附則第六條第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p>

<p>附則第八項</p>	<p>第五条 算定対象 第一項 原価</p> <p>平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則）</p>	<p>〔略〕</p> <p>一 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔三〇六 略〕</p>
<p>第五条 算定対象 第一項 原価（一） イ 第一号</p> <p>平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）</p>	<p>二 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信業務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔ハ〇〇 略〕</p> <p>二 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信業務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔ハ〇〇 略〕</p>	
<p>附則第八項</p>	<p>第五条 算定対象 第一項 原価</p> <p>平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則）</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔三〇六 同上〕</p>
<p>第五条 算定対象 第一項 原価（一） イ 第一号</p> <p>平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）</p>	<p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信業務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔ハ〇〇 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信業務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔ハ〇〇 同上〕</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]	[略]	[略]	(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話)を含む。以下この号において(。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			(別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話)を含む。以下この号イ及び次号イにおいて(。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
[同上]	[同上]	[同上]	(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
			(別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行了アナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価(一)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条柱書の改正規定及び同条の表の第五条第一項の項の下欄の改正規定（中欄が「次に掲げる額を合算して得た額」であるものに限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二第一表については、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）附則第二項の規定によらず、当分の間、三の項を記載しないこととする。

3 交付金の額を算定する前年度の末日のワイヤレス固定電話加入者回線の数が五千未満の場合の補填対象額の算定にあつては、第二条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二条第四号の改正規定及び第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条の表の第二条の項の改正規定（「次号において「合算算定対象加入者回線」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。」に改める改正規定、「第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」

という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」に改める改正規定及び「第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」に改める改正規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。